

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則の施行について（通知）

気水第175号
平成28年12月1日

1 改正の背景及び趣旨

カドミウム及びその化合物については、平成26年に水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に基づく一律排水基準が強化されたが、直ちに排水基準を満足することが困難な業種については、暫定排水基準が定められている。

このたび、この暫定排水基準適用業種のうち、金属鋳業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）の暫定排水基準適用期間が平成28年11月30日に終了することから、適用期間を延長する改正が行われた。（施行：平成28年12月1日）

この改正を受け、カドミウム及びその化合物に関して水濁法と同様の暫定排水基準を定めている「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年規則第105号。以下「平成26年改正規則」という。）」の暫定排水基準適用期間について、改正を行うこととした。

2 改正の内容

平成26年改正規則附則第3に定めるカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準適用期間を、以下のとおりとした。

- (1) 金属鋳業の暫定排水基準の適用期間を、平成31年11月30日までとした。
- (2) 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）の暫定排水基準の適用期間を、平成29年11月30日までとした。

3 施行日

平成28年12月1日